

情報化テクニカルリーダー（ITL）設置要綱

（目的）

第1条 福島県電子社会推進実施要綱第12条の規定に基づき、うつくしまeビジョンに基づく電子県庁の実現を目的とした職員の情報リテラシー向上及び情報セキュリティ対策を効果的に推進するために、情報化テクニカルリーダー（ITL）（以下「テクニカルリーダー」という。）を設置する。

（指名）

第2条 テクニカルリーダーは、別表における各部局等の各グループ及び出先機関等に1名以上とし、所属長が指名する。

ただし、各地方振興局は各部毎に1名以上、その他の出先機関で職員総数が概ね20名以上の機関においては2名以上とし、各機関の実情に応じた人員を指名するものとする。

なお、2名以上設置する場合にあっては、うち1名については主任主査又は同等以上の職にあるものを指名するものとする。

2 所属長は、テクニカルリーダーを指名又は変更したときは、情報化テクニカルリーダー報告書（様式第1号）により情報統計管理グループ参事へ報告するものとする。

（職務）

第3条 テクニカルリーダーは、所管する所属内における情報セキュリティ対策、パソコン活用能力の向上及び情報化促進のため、次の各号に掲げる職務を行う。

ただし、テクニカルリーダーで対応が困難な場合は、テクニカルリーダーがヘルプデスク、情報統計管理グループ又は、電子社会推進グループに相談するものとする。

(1) 情報セキュリティ対策の推進に関すること。

(ア) 福島県情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ対策基準、各情報セキュリティ実施手順及びうつくしま世界樹情報セキュリティ監査実施要領の遵守に関すること。

(イ) 情報セキュリティ対策の職員への周知及び職場内研修に関すること。

(ウ) Windows Update等ウィルス対策に関すること。

(2) ネットワーク機能の活用に関すること。

(ア) インターネットの操作方法に係るアドバイスに関すること。

(イ) うつくしま世界樹イントラネットシステムの操作方法に係るアドバイスに関すること。

(ウ) 所属内におけるネットワーク障害の初期対応に関すること。

(3) 一般的に利用しているOS及びアプリケーションソフト（文書作成ソフト及び表計算ソフト）の活用に関すること。

(ア) 操作方法に係るアドバイスに関すること。

(イ) 障害時の復旧に関すること。

（支援等）

第4条 情報統計管理グループ参事及び電子社会推進グループ参事は、テクニカルリーダーがその職務を遂行するため、研修及び各種情報提供など必要な措置を講じるものとする。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、テクニカルリーダーに関し必要な事項は、情報統計管理グループ参事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 15 年 6 月 27 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(別 表)

知 事 直 轄	出 納 局
総 務 部	病 院 局
企 画 調 整 部	企 業 局
生 活 環 境 部	議 会 事 務 局
保 健 福 祉 部	教 育 庁
商 工 労 働 部	監 査 委 員 事 務 局
農 林 水 産 部	人 事 委 員 会 事 務 局
土 木 部	労 働 委 員 会 事 務 局